"虚業家"による誇大妄想計画の蹉跌

亜細亜炭礦 帝国土地開拓両社にみるハイリスク選好の顛末

小 川 功

はじめに

筆者の今回の一連の論文群の第一稿¹⁾では「印紙魔」津下精一を,一種のベンチャー・ファンド的存在としての側面から概要の紹介を試み,第二稿²⁾では津下の投融資先の中から高利金融業者に翻弄・蹂躙された小出熊吉という人物の「虚業家」的性格を取り上げた。続く第三稿³⁾では津下の証券関連分野の投融資事例として台湾証券交換所と東株仲買人吉川正夫を取り上げた。

本稿は津下による「鉱山や見込の無い会社の設立や幽霊会社」(T10 6 5九州)への100口近い投資事例の中でも、特に「資本金一千万円の大泡沫会社」(事件,p8)、「類例殆んど皆無…一の仮想的企画にして…内容…空虚」(T8 9 20 内報)とされた亜細亜炭礦と、同様に「本社は創立早々一頓挫を来せし観ありて…本社の前途は…危惧警戒の眼を以て迎えらるる」(T10 .10 21内報)とされた帝国土地開拓の2社を最も虚業性の高い架空的泡沫企業の代表例として取り上げたい。津下の側にいて最も彼を熟知する女婿が「鉱山や見込の無い会社の設立や幽霊会社に出資し」(T10 6 5九州)たとするように、炭鉱業と証券業は価格変動が不可避で典型的なハイリスク銘柄であるのに、津下自身は極めて有望な投資先として認識していたようである。外国の投資家にまでも広く

¹⁾ 拙稿「大正バブル期の泡沫事業への擬制"投資ファンド"とリスク管理 "印紙魔"三 等郵便局長の「虚業家」ネット・ワークを中心に 」『彦根論叢』第364号, 平成19年1月

²⁾ 拙稿「老舗庶民金融機関のビジネス・モデル変容と頭取の『虚業家』的性格 破綻行・ 共栄貯金銀行頭取小出熊吉を中心として 」『彦根論叢』第366号,平成19年5月

³⁾ 拙稿「"虚業家"による外地取引所・証券会社構想の瓦解 津下精一の台湾証券交換所 出資と吉川正夫仲買店買収を中心として 」『彦根論叢』第367号,平成19年7月

勧誘した亜細亜炭礦と,開墾助成法による保護を謳った帝国土地開拓とは津下の虚業性志向を反映した典型的な銘柄であった。『佐賀新聞』等の報道では両社は一部混同されたほど,両社とも「虚業家」的な首謀者が尤もらしい目論見を謳い上げ,公称資本金では相当な巨大企業であるにも関わらず,その実鉱区等の現物出資のみに依拠し,企業実態が乏しく,巨額の払込資本金の実態はほとんど架空に近い空虚な内容で,一種の「誇大妄想型」泡沫企業であったと考えられる。特に亜細亜炭礦は会社が正当に成立し得たのかどうかも極めて疑わしい。また帝国土地開拓も成立したものの,長らく休眠状態を続けた後に分裂,改称,目的変更を繰り返しており,結局のところ両社とも名称だけは大袈裟な印象を与えるが,ほとんどこれといった活動実態はなかったと思われる。

津下が出資した亜細亜炭礦と帝国土地開拓両社には,田中猪作⁴⁾,戸水寛人⁵⁾,高橋賢造⁶⁾,西沢八三郎⁷⁾などの得体の知れない人物が多数登場する。こうした虚業に多数登場する「策士連」(T10 8 6大毎)と称された連中は, 亜細亜炭礦の案件を津下に持込んだり,帝国土地開拓では津下からの借入金の債務名義人となり,言葉巧みに津下から印紙を出させたり,受け取った印紙を換金しようとした「発起屋」ないし「金融ブローカー」的人物と考えられる。しかも主唱者,発起人総代の背後には政友会系統の与党政治家・政府高官の姿も津下の周辺に見え隠れする。「何時も山師風の男が三五人は必ず泊り込む(T 10 6 5大毎号外)など「津下精一を圍繞したる不正の徒」⁷⁾である「虚業家」

⁴⁾田中猪作は亜細亜炭礦創立委員,帝国土地開拓に現物出資する原計画たる有明湾埋立事業の主宰者(田中猪作に関しては昭和19年度日本保険学会大会自由論題報告を予定している。)

⁵⁾ 戸水寛人は拙著『「虚業家」による泡沫会社乱造・自己破綻と株主リスク 大正期 "会社魔"松島肇の事例を中心に 』滋賀大学経済学部研究叢書第42号,平成18年,p153~5参照

⁶⁾大毎は田中猪作の仲間で,津下に取入り,田中猪作を津下に仲介した(T10 & 5福日,T10 & 7佐賀)高橋賢造,西沢四郎らを「策士連」(T10 & 6大毎))と呼ぶ。大阪市天下茶屋に住む(T10 & 6大毎 , T10 & 7佐賀)高橋賢造(東成郡天王寺村阿倍野128)は大木法相が「援助ヲ為スカ為ニ出席シ,列席セル高橋賢造ヲシテ之ヲ代弁セシメタ」(質問, p15)大木法相系統の秘書的存在と思しき人物である。亜細亜炭礦創立委員(T12 1 25法律)の高木賢蔵(大阪天下茶屋)は上記の高橋賢造の誤りか。

⁷⁾西沢八三郎(大阪市東区瓦町3 11)は綿布商,所得税101円,営業税347円(紳T11大/

同士の重層的ネット・ワークの解明や,津下がどのような種類の投資案件に勧誘されやすく,どのような条件に誘引されやすいのかなど,津下のリスク選好の態様を検出できる格好の投資失敗事例と考えられる。なお本稿⁸⁾では新聞雑誌・会社録等の頻出資料は略号⁹⁾で本文中に示すとともに,大正の元号は原則省略した。

I . 亜細亜炭礦

(1) 創立までの経緯

大正9年8月大阪の本名田村静・通称「戸島喜右衛門なるものが戸水 寛人博士を説き落して,博士を創立委員長に挙げ」(T10527東日)た。亜細亜炭礦の創立委員は磯部検三¹⁰⁾,高木賢蔵,田中猪作,「山瀬俊賢¹¹⁾,蔵内熊槌¹²⁾」(T9620鉱業),「印紙事件の津下精一,不敬府会議員の秋好善太郎¹³⁾外三十名」(T12.125法律),その他川崎静雄¹⁴⁾,林信一郎,大山綱紀,中島猪之助,西郡宗三郎であるが(T8.1226内報),このうち鉱業家として『日本鉱業名鑑』に名が記載されているのは川崎静雄ぐらいであった。

亜細亜炭礦は大阪市高麗橋三丁目の大正生命大阪支店内(後に日本橋区万町

阪,p47),兵庫県武庫郡精道村芦屋332(事件,p2),「福岡県有明湾の埋立工事をやって ある」(T1086大毎)田中猪作・高橋賢造の仲間で,ともに田中を津下に仲介(T1087任賀)し,帝国土地開拓でも盛んに津下に「投資を勧め」(T1065河北),大正9年10月7日付亜細亜炭礦出資契約書の立会人(事件,p2),大阪市東区備後町1丁目,「輸出金 巾更紗卸,支那,上海,天津,満洲,内地」,営業税641円(大商,p248),開業大正5年,対物信用10~15万円,対人信用普通,年商100~150万円,盛衰は常態(帝信T14,p43)。なお田中猪作の仲間の西沢四郎(芦屋)も同一人か。

⁸⁾本稿は別稿「"虚業家"による似非ベンチャー投資ファンドとリスク管理 大正期"印紙魔"三等郵便局長による郵政資金二百万円超の散布実態 」(『滋賀大学経済学部研究年報』第14巻,平成19年11月)とともに滋賀大学リスク研究センターの金融リスク等に関する共同研究プロジェクト(平成16~18年)の成果の一部を構成する。リスク研究センターおよび共同研究者の有馬敏則,二上季代司両氏らの長年のご支援に謝意を表したい。

⁹⁾⁽新聞)東日…東京日日新聞,読売…読売新聞,大毎…大阪毎日新聞,大朝…大阪朝日新聞,神戸…神戸新聞,又新…神戸又新日報,河北…河北新報,徳毎…徳島毎日新聞,九州…九州日報,福日…福岡日日新聞,佐賀…佐賀新聞,B…銀行通信録,法律…法律新聞,鉱業…日本鉱業新聞,内報…『帝国興信所内報』,東経…『東京経済雑誌』,増田…『増田ビルブローカー銀行旬報』,藤本…『藤本ビルブローカー銀行週報』,各紙の号外はいずれもT10.6.5/(会社録)重…「大日本重役録」大正7年3月現在『大日本重役会大観』大グ

8)に創立事務所を置き、「全国に散在して資金の関係等より有望なる鉱区を擁しながら経営困難に陥れる幾多の炭業会社を買収する外、筑豊方面及び支那に於て石炭採掘事業を営まん」(T8 9 30内報)とする計画で、高率の配当を謳い、資本金1,000万円で「世界的公募に依り一大炭礦会社を組織すと称し、極めて誇大なる印刷物を配付」(T8 9 20内報)中であった。現に東日本炭砿との間に紛擾を惹起(T8 1 18内報)した瑞穂炭礦との間に「目下買収の交渉中」(T8 9 30内報)とされた。当初の計画では「九州田川郡に於ける現在稼行中の十八炭砿、山口県宇部炭田に於ける八炭砿、山形県に於ける一炭砿及び北海道に於ける数炭砿を買収する予定なるが…第二期事業としては支那山東、

- 11)山瀬俊賢(本所区向島小梅町231 本所区柳島押上町233)は日本相互勧業代表取締役, 松山瓦斯取締役(重 T7 p73),大成商事取締役(要 T10 ,中 p265),芝区今入町15 和合倶 楽部 = 帝国土地開拓の事務所所在地に一致(T10 6 8内報),大成商事,中外物産各取 締役(帝 T11 職,p373),常武電気鉄道常務(丸,S6 p660)
- 12)蔵内熊槌(福岡県企教郡足立村赤坂/築上郡下城井村)は蔵内一族か未詳,東筑耐火煉 瓦代表取締役,日満炭礦取締役(要 T10 ,中 p216),蔵内商鉱代表取締役(帝 T11 職,p343), 大正8年4月蔵内系統の若松炭礦が九州採炭を合併した際に,中山佐市,宇都宮寛ととも に若松炭礦新重役に就任するも「其後新たに加はりし三名及松本良七氏退社」(T9 4.1鉱 業)した。
- 13) 秋好善太郎(豊多摩郡淀橋町柏木128) は小学教員を経て明治36年ころ印刷出版業・東 光園を創業,歴史写真帳を刊行(大正,p1148),大正紙器取締役(要T10,下p116),会社 員(商T15,p530)
- 14)川崎静雄(大阪府泉南郡麻生郷村)は日光社取締役(重 T7, p130),千歳鉱業合資会社業務担当社員(名鑑 T7, p112),日光社,日本紡機工業各取締役(要 T11役上, p198)

正8年,名鑑…『日本鉱業名鑑』,要…『銀行会社要録』東京興信所,帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所,紳…交詢社『日本紳士録』交詢社,人…『人事興信録第五版』人事興信所』大正7年,衆…『大衆人事録』帝国人事通信社,昭和2年,昭和5年(第三版),商…『商工信用録』東京興信所,帝信…『帝国信用録』帝国興信所,大商…『大阪市商工名鑑』大正13年,丸…林三郎編『丸之内紳士録』丸之内新聞社,昭和6年,大正…五十嵐栄吉『大正人名辞典』東洋新報社,大正7年,沿革…長坂金雄編『大日本銀行会社沿革史』大正8年,東都通信社,通覧…農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在,名鑑…『日本鉱業名鑑』大正7年,変遷…『本邦銀行変遷史』銀行図書館,平成10年/(資料)事件…村山久雄編『津下事件の裏面に伏在せる薩派及政友会一味の醜怪事実』大正10年,質問…田中万逸代議士「質問主意書」(国立公文書館蔵)

¹⁰⁾機部検三(神田区淡路町2丁目4)は明治5年10月13日山口県の医師重枝化甫の三男に生れ,磯部禎太郎の養子となり,医師となり日本医学校を創設,明治45年日本医学専門学校専任理事兼学監となった。日本病院監事,雑誌日本医学を主宰(『大正名家録』大正4年,イp72),亜細亜炭礦解散の翌日創立委員長・整理委員長(T10527東日)として戸水ともども東京地裁に喚問された。(T10528佐賀)

山西方面より徐々奥地の未開炭田¹⁵⁾を日支合弁事業として開発し,将来は西 比利亜に向って突進するの抱負」(T8 9 30内報)と,砂上の楼閣の如き空想 同然の目論見を連発していた。

「株式は縁故関係に依り相当の申込ある由なるが,尚一万株は近々公募に付し,来たる七月十五日頃迄に募入を決定する計画」(T9 6 20鉱業)で,「資本金は総て現物出資に依りて成立」(事件,p8)とされたが,正確には「資本総額一千万円中八百七十万円は鉱区を以て財産出資となし,残額百三十万円を流動資産に充て,石炭採掘の外運輸及信託事業を営む」(T9 6 20鉱業)ことを目的とした。

肝心の亜細亜炭礦「会社の基礎事業たる…福岡の鉱区」(T10 5 27東日)は 蔵内次郎作一族の蔵内保房¹⁶⁾の名義であったが、「蔵内保房氏所有の坑区以外 に尚ほ鉱区を都合する者続出し」(T10 5 28佐賀)、「各方面より鉱区を持ち込 むもの続出したので、 資本金を 三千万円に増資」(T10 5 27東日)するこ ととした。

ところで、当時資金繰りに窮しつつあった蔵内鉱業は「自分所有坑中の…最も悪い炭層」(T9 9 5東経)を約32万円で別働隊の若松炭礦に売却するなど、隠密裏に換金処分を進めていた。また関係先の東亜証券商品信託の醜状が暴露された時、蔵内次郎作は「自己の巨万の財産全部を甥に当る…蔵内保房氏の名義に書き換へ自分は無財産」(T9 .11 .11大毎)になって財産保全をはかったものと報じられたように、「蔵内ノ私財八其家族名義二書換ヘラレタルモノ多ク」(7)、権利関係が錯綜していた。このため亜細亜炭礦側としては肝心の「蔵

¹⁵⁾ 中国の未開炭田に関しては「原口総太郎氏が北京政府より認可を得たる山東省溜山炭礦 及び満洲撫順炭礦接続の大炭田経営投資の特許権の併合契約を締結」(T10.11.10内報) したとしていた。

¹⁶⁾蔵内保房(福岡県築上郡下城井村)は蔵内鉱業社長(名鑑 T7 p166),田川銀行,田川 貯蓄銀行各頭取,小倉鉄道ほか取締役。蔵内次郎作の甥だが,明治12年3月伯父次郎作の 家督を相続し(人 T7,く p49),「令息」と位置付けられ,次郎作が「代議士として政海に 乗りだした後は事業上の一切は令息保房氏の手に依り経営され」(岩崎高蔵編『蔵内次郎 作翁余影』大正13年,p66)た。大正10年8月21日死亡。

¹⁷⁾日本銀行大阪支店「増田ビルブローカー銀行整理顛末」大正10年2月『日本金融史資料 昭和続編』付録第3巻,日本銀行,昭和63年,p265所収

内の鉱区は他に担保に入って居り,夫れ以外の鉱区も名義が変って居たりして正式の手続が出来ず」(T10 5 27東日),蔵内鉱業の資金難の悪影響を受け,その受皿とも目される亜細亜炭礦創立も停滞した。さらに創立委員の磯部らは「創立費並に登記料を融通」(T10 5 28佐賀)すべく画策したが,亜細亜炭礦などによく見られた現物出資のみによる設立の場合は,「所謂現品計画」(T10 6 5大朝)すなわち「或る炭砿の鉱区権を資本化して創立したのだから,一厘も融通資金といふものがない」(T10 6 5大朝)ほどの極度の金欠状態で,会社の「設立登記申請を為すに要する登記料にも窮して」(事件,p8)いた。

このように「金融難と鉱区名義書換等にて実行遅延し,発起人側は再び困惑 の状態に陥りたる折柄,某氏の紹介に依り…津下精一氏より設立費として十万 円を有価証券にて融通を受け」(T10.11.10内報)た。大毎号外では津下を 紹介した人物とは「昨年十月知人の天王寺安部野高橋興三の紹介で…亜細亜炭 礦株式会社(既報,内部の紊乱で創立中消滅したもの)の創立費に十万円を投 資する事となった」(T10 £ 5大毎号外) とするが ,「高橋興三」は前出の創立 委員・高橋賢造(大阪天下茶屋)を指すものと思われる。「前記の西沢四郎と 高橋賢造の両名は戸水寛人氐等の手で作り上げやうとした亜細亜炭礦会社の一 件を更に津下に持込み」(T10 8 6大毎)、「前代議士小林勝民¹⁸⁾氏に説かれて 出京した津下は京橋の某料亭で同社創立委員長戸水寛人氏外重役と会見」(T 10 6 5大朝), 磯部, 西沢の奔走により津下から「有価証券で十万円を出させ る事に話を纏め」(T10527東日)たという。上京の際に津下が常宿とした東 京駅前のステーション・ホテルには「何時も山師風の男が三五人は必ず泊り込 む有様」(大毎号外)であったというから,前記の西沢・高橋らもこうした彼 の周りを常時取り巻く輩ではないかと思われる。こうして津下は「幽霊株を発 行して問題を惹起した亜細亜炭礦株式会社にも表面発起人の名目中に加はって 資金を投じ,裏面では悪事を働いた」(T10 6 5福日)と報じられた。

¹⁸⁾ 小林勝民(牛込区市谷八幡町/台北)は朝野新聞,静岡民友新聞,台湾民報の記者を経て弁護士,台北に事務所を開設(人 T7,こ p13),明治45年以来千葉県選出の代議士,台湾物産取締役,帝国炭砿林業監査役,明治公債副社長。津下は「福島県橋川水電権力獲得のため,前代議士小林勝民に 5千円 出資」(T10.6.5福日)した。

大正9年10月5日津下は戸水,戸島喜右衛門ら同社首謀者と会見したが,会見内容に関しては津下は「戸水寛人氏より重役にすると勧誘され,二十円払込株一万株を引受け出資(或は二十万円出資と云ふ)(尚戸水寛人氏振出為替手形にて十万円貸出せりと)」(T10 6 5大朝号外)という説,また「戸水寛人氏が津下に同会社二十万株一万円を(二十万円)引受けなば重役たらしむとの勧誘に依り二十万円を出資した」(T10 6 5河北)と諸説が混在して報道され,「百円の有価物件で十万円を戸水博士に渡した」(T10 5 27東日)ともいう。大正9年8月資本金1000万円で津下が「社長又は副社長に,其他の重役も内定して創立事務を進」(T10 5 27東日)めたとの社長内定説まである。

大正9年10月7日付で締結した契約書の内容は『津下事件』の巻頭グラビアに写真と文章で掲載されているが、その骨子は「収入印紙を以て登記料十万円の支出を求め、之が代償として亜細亜炭礦より大なる利益を提供する事を約し」(事件、p8)たものである。津下が獲得する亜細亜炭礦の利権とは「是に依りて一戸水 寛人は大正九年十一月三十日迄に完全に会社の登記を了し、株券発行の上、二百万円を担保に差入れ、五百万円を一年間精一に托すべき義務を負ひ、且つ別に同株券六十万円を 津下 精一に贈与するの約」(事件、p8)であった。また大朝によれば、「一、同社創立開業の上は関西方面に於ける同社発掘の石炭その他鉱産品の特約代理店たること。一、同社株券二十万株(一株百円)の権利を承認する。但し権利株一株に対し金一円の口銭を支払ふこと」(T10 6 5大朝)などであったとされ、「会社設立後株券を市場に出せば相当のプレミヤムが附くと巧に持掛けられたので、津下は一株一円の口銭の手付金として、その半額十万円を支払った」(T10 6 5大朝)とされる。

戸水自身の事件発覚後の談話によると「津下を知ったのは昨 9 年十月で 亜細亜炭礦計画中 , 関西へ旅行して花房^{19)}といふ人の紹介で借り受ける事に。 当時津下は収入印紙で融通し様と申入れたが , 亜細亜炭礦では登記料にも五万

¹⁹⁾ 花房留治郎(豊多摩郡戸塚町下戸塚338)は「津下と昵懇」(T10.6.5東日)で横田稔, 戸水寛人に「紹介」(T10.6.5東日)した人物。10月7日付亜細亜炭礦契約書の立会人(事件,巻頭),帝国土地開拓発起人(T10.6.14内報),日本水力電気取締役(要T9役上, p67)

円以上を要し,又将来増資して三千万円位にする考があったから,至極結構だと思った。名義は将来の為亜細亜炭礦にしないで自分個人のものとした。当時津下及び其の仲介人は亜細亜炭礦の株式募集の為め上海辺での運動だと称して三万円を天引にし正味自分の手元に入ったのは七万円しかなかった。更に其の中二万円は創立費用の為に使用して,残り五万円は創立委員の磯部謙 検の誤記 三氏と相談の上第一銀行に保管方を依頼して置いた」(T10 6 5東日)と証言した。

(2) 亜細亜炭礦創立決議

「津下は…百円の収入印紙十万円を戸水博士に渡し」(T10.6.5東日),この収入印紙十万円は「登記料となり、会社はヤット成立」(T10.6.5大朝)したとの会社成立説もある。日本鉱業新聞によれば、大正9年11月15日鉱山採掘を目的として資本金3,000万円で亜細亜炭礦が創立されたとする。(T9.12.1鉱業)亜細亜炭礦の役員は社長戸水寛人(創立委員長),取締役津下精一、磯部検三(前出),松村鶴雄,西沢四郎(創立委員),山田忠一²⁰⁾,西原馬太郎,田中猪作(創立委員),三宅健寿²¹⁾,長田愛三,橋上保²²⁾,監査役桂二郎²³⁾,上坂嘉蔵,川辺篤三郎,伊東清次郎²⁴⁾,阿部定緒であった。(T9.12.1鉱業)一部に山田忠一,橋上保のようなそこそこの鉱業家も含まれるが、桂二郎や三宅健寿など一部を除き、当時の『日本鉱業名鑑』をはじめ、紳士録、会社録等にも掲載されぬ三流以下の資本家(または橋上保のように地方在住者)と考えられる。

²⁰⁾ 山田忠一は明治32年東大冶金卒,三菱合資芳谷炭坑副長,多久鉱業を経て,奔別炭礦炭坑長(人 T7,や p41)

²¹⁾ 三宅健寿(水戸市上東楓小路1941) は海府鉱業取締役(要 T9,役下 p133),樺太拓殖,大洗海岸済生病院各取締役(要 T10,役下 p197),樺太拓殖取締役,内外土地物産監査役(帝 T11,職,p526)

²²⁾橋上保(福岡県嘉穂郡山田町)は橋上鉱業代表取締役(名鑑, S10, p30)

²³⁾ 桂二郎(芝区西久保桜川町2)は桂太郎の「実弟で箸にも棒にもかからぬヤクザもの」 (白柳秀湖『続財界太平記』昭和5年,日本評論社,p273)と評され,日本活動写真,永 同金鉱,太陽生命各社長,若松炭礦取締役,東華生命,台湾銀行,日本麦酒,天草炭礦, 日本練炭各監査役を兼ねた。

²⁴⁾ 伊東清次郎(大阪府吹田町4810) は浪速瓦斯監査役(帝 T11,職,p8)

上記の創立報道に対して、帝国興信所ではそうではなく、「大正九年十一月十五日に至り、発起人総会を開き、兎に角会社設立の決議を為し、同時に役員を選定して戸水氏社長に内定した」(T10.11.10内報)と報道した。「戸水寛人は何等登記の手続を為さざるのみならず、十万円のうち五万円は任意消費」(事件、p9)、「戸水氏は此金策の成功を喜び、該金の内約二万円を関係者に分配した。…磯部謙三氏は創立費を分配する事の不都合を詰り、戸水氏の使者が持参した収入印紙五千円を火鉢の中へ抛り込まんとした」(T10.6.5東日)との報道もある。別の報道では蔵内の同社からの撤退が障害となったとする。すなわち大正9年12月7日「戸水寛人氏の自己設立計画に係る資本金三千万円の亜細亜炭礦の登記料三十万円を戸水に融通すべく、前記西沢、高橋等と共に津下に交渉し、条件として会社設立後は六十万円を無償にて呈与し、尚五百万円の株を一ケ年間津下に貸与ヘプレミアムの利を与へる事としたが、途中会社関係者代議士蔵内次郎作氏が手を引いたので、一千万円に減資する」(T10.6.5 東日)ことになったとも報じられた。

いずれにせよ津下側は同社創立事務の停滞に不満を抱き,特に換金目的での「戸水等の印紙売歩きに恐れを抱き…之れが取戻しにかかり(T10 8 7佐賀),「残余の五万円は磯部検三の手に依り,精一の請求に依り之を返還」(事件,p9),大正10年1月津下は「顧問弁護士北村政敬氏を磯部方へ差向けて一時五万円を受取った」(T10 5 27東日)とされる。津下側は「融通金額中の五万円返還を迫り,後日改めて十五万円融通の条件にて遂に右五万円を持去」(T10.11.10内報)った。この点に関して戸水は「本 10 年一月津下は自分の顧問弁護士の北村氏と磯部氏とが相談の上,金を返して呉れというて借主の私には何の相談もなく返してしまった。私は後で磯部氏に其の不当を詰ったら『津下は金も大分あるし,会社を三千万円に増資する際には更に十万円位は投資するといってゐるから』と弁明するので,自分も不問にふしてゐた」(T10 6 5 東日)としている。

(3) 亜細亜炭礦の末期

その後同社の肝煎役であった戸島の種々の旧悪が発覚し、「同人は目下会社

の募集株金六千円を携帯して行方不明」(T10 5 28佐賀)となったほか、戸水らは「殆んど無価値同様の株券を提供し、精一を欺罔して全然登記の手続をすら着手せず、剰へ此騙取したる収入印紙を現金に代ふるが為東京市に於て之を割引販売せしめつつありし事実あり。此事実を警察官憲に於て検知したるこそ、実に津下事件暴露の発端なり」(事件,p9)とされる。すなわち津下側が露見を懸念していた通り、この高額の「収入印紙こそ実に当局が怪しいと睨んだ最初」(T10 6 5大毎号外)で、高額「印紙を…東京市中で売り歩いたので、警視庁が嗅ぎつけて印紙横領の発覚の発端となった」(T10 8 7佐賀)のであった。「突然津下氏の身辺に不祥事惹起したるを以て、殆んど寝耳に水の発起人側は此突発的出来事に対し唖然として為す所を知らず…一頓挫を来し」(T10 11 11 10内報)た。

大正10年5月「再び総会を開き神戸市の水沢五十馬²⁵⁾氏(日本耐火煉瓦専務)を出資者並に発起人として新たに資本金一千万円程度の計画を樹て,此方針を以て本年九月頃迄に会社設立を見るべく決議」(T10.11.10内報)した。しかし「年六割の利益配当を標榜」(T8920内報)し,「東亜の炭礦業を統一して石炭を欧米に供給せん」(T8920内報)とする亜細亜炭礦を帝国興信所が「一応尤もらしき所ありて,事理を解せざる徒輩を惹付くる魅力を有するに似たる」(T8920内報)が,「類例殆んど皆無…一の仮想的企画にして…内容…空虚」(T8920内報),「痴人の夢に等しき」(T8920内報)とまで徹底して酷評した通り,早くも亜細亜炭礦は「内部の紊乱で創立中消滅し」(T1065東日),大正10年5月25日神田区北塗物町3の創立事務所で創立委員・発起人総会を開催し解散を決議した。(T10527東日)東日では亜細亜炭礦は「過般

²⁵⁾水沢五十馬(神戸市栄町通434 兵庫県武庫郡須磨町)は兵庫県の小学校長を経て,機械器具雑貨耐火煉瓦販売の水沢商会を起し,大正5年12月日本耐火煉瓦を同志と創立し専務,日本製鉄を発起し取締役,水沢商会を拡張して直輸出入業の合資会社岸本組を創立(人,T7,みp53),日本耐火煉瓦取締役(重T7,p230),岸本信太郎が社長の日本耐火煉瓦専務(『株式年鑑』,大正8年,p528),日本製鉄常務,水沢商会代表,特許電柱製作所長,所得税120円,営業税850円(紳T14,p179),片上鉄道監査役(要T11役下,p162)。亜細亜炭礦の創立を側面から支援(T11222内報)

社内紊乱の為自然消滅」(T10 6 5東日)したものと解釈した。

かねて同社計画の熱心な支援者の一人であった水沢五十馬も亜細亜炭礦の救済のため、「私財を抛って関係者一同の面目維持に努力したるも、到底根本的救済の不可能なるを覚」(T11 2 22内報)ったとされる。水沢はその後も亜細亜炭礦と同様な炭礦トラスト結成を夢想し、「三千万乃至五千万円程度の炭礦会社創立を企画し、右合同に依て亜細亜炭礦の最後をも美化せん」(T11 2 22内報)としたため、「右会社は…亜細亜炭礦と姉妹関係あるかの如く揣摩し…炭界一部に伝へられ」(T11 2 22内報)た。

大正11年12月21日亜細亜炭礦株主の小林平吉外2名から「 戸水寛人 博士 が社長格で会社設立の為株式募集をやった処が,一向其の後成立しないので, 株主は...払込金の返還を求めたのに,会社は応じない」(T11.12 22読売)と して亜細亜炭礦社長戸水寛人を背任罪で告訴した。(T11.12.22読売)また同 社株主の「名古屋の富豪木村平蔵,梶川勝平,平林政一」(T12.1.25法律)も 亜細亜炭礦は株主に「株券を送付しないのみか、創立当初から詐欺を目的とし, 他人名義の鉱区を自己の所有の如く、或は全然ないものをある如く装ひ、全く 詐欺横領された」(T12.1 25法律)と訴えた。同社は「幽霊株を発行して問題 を惹起した」(T10 6 5福日)といわれたが、「ボロ会社は事業上の内容が空虚 なので、金に換はるべきものは株券以外にない」ため「株券は金色燦然と満艦 飾を施 ²⁶⁾して麗々しく印刷するという慣行をも無視して , 株券すら送付せ ず証拠金をそっくり詐取したことになる。これらの訴訟はごく一部に過ぎず「本 事件は既に他の人からも十二回程告訴あり,問題は益々紛糾」(T12 .1 25法律) した。なぜなら亜細亜炭礦は「極めて誇大なる印刷物」(T8 9 20内報)を配 布,大掛かりにも「日,支,英,米,仏,露の各国人を株主とすべく世界的公 募」(T8 9 20内報)を標榜し,創立委員の津下も「亜細亜炭礦の株式募集の 為め上海辺での運動」(T10 6 5東日) 経費と称して融資額から3万円を天引 したほどであった。訴えによれば亜細亜炭礦事件の被害者は「海外にまで波及 し,その一例に逓信省貯金局図書課井沢某を仲介とし,横浜のさる外人の手を

^{26)「}ボロ株物語」 , 『経済之日本』昭和13年8月1日~12月1日5回連載

経てハワイ近辺のアメリカ人は勿論,邦人の出稼人の汗の結晶まで詐取した」 (T12.1 25法律)とされ,この「世界的公募」の点だけはまんざら誇大広告 ではなかったようだ。また「幽霊炭砿事件」として世間を騒がせた松島肇首謀 の三池炭砿事件の波紋は同根と目された「亜細亜炭礦株式会社及び…松島肇氏 が社長たる資本金一千万円の極東炭砿株式会社等にも波及すべし」(T14.2.7 徳毎)と観測された。なお亜細亜炭礦との関係の有無は未詳ながら,戸水は長崎県東彼杵郡の日宇炭坑(大正10年以降休山)の鉱業権を大正13年時点で保有している。

Ⅱ.帝国土地開拓

(1)帝国土地開拓の前身・有明湾埋立事業

政府は大正8年3月ころ開墾補給法を米騒動後の食料問題解決策として議会に提出したが、一面実業家を招致して国産奨励会の調査を基礎として資本金3,000万円で全国の約25万町歩に及ぶ山林原野不毛地の開墾、水面の埋立・干拓等を目的とする帝国開墾株式会社(発起人総代渋沢栄一)の創立を勧め、「政府は年八朱の株主配当を補給すべく内定せり」(T83.11内報)とされたが、「議会二於テ、政府提出ノ開墾補給法不成立トナリタルタメ、当会社八設立二至ラズ…開墾会社ノ再建二ツキ協議」²⁷⁾の結果、渋沢は大正9年2月21日帝国開墾の後身たる中央開墾会社の発起人会を開催した。開墾助成法公布後に、政府補助対象の帝国開墾・中央開墾にあやかるような類似企業が続出した。

こうした全国的な土地開墾ブームの中で,「土地家屋のブローカーや投機に 奔走」(T10.6.5福日)する「非常の野心家」(T10.6.5河北)である津下も投

^{27) 『}渋沢栄一伝記資料』第58巻,昭和40年,p84。なお中央開墾5,000株を引受けた住友合 資は昭和2年85%の評価減を実施した。(山本一雄「住友合資会社(中)」『住友史料館報』 第31号,平成12年7月,p216)

²⁸⁾ 西沢四郎は「阪神沿線芦屋」(T10 8.6大毎)に住み,高橋賢造の仲間,田中を津下に仲介(T10 8.7佐賀)したが,西沢八三郎と同一人か。

²⁹⁾ 山本唯三郎は朝鮮で虎狩をし " 虎大尽 " として有名になった大戦景気による「船成金」で松昌洋行,木屋瀬採炭各社長,福岡鉱業,鞍手軽便鉄道,咸興炭砿鉄道,富士製鋼各取締役。

機対象として炭砿などとともに ,「土地開墾等の事業に莫大の資金を投じ」(T 10.6.5河北)た。具体的には田中猪作と高橋賢造,西沢四郎28)の「三人は福 岡県有明湾の埋立丁事をやってゐるが、其費用は前代議十山本唯三郎29)氏か ら十三万円借りてゐる。差当り此金を山本に返さないと現に丁事中の五万坪の 埋立地を山本に取られて了ふと言立て,うまく津下に一杯喰わせて」(T10 8.6 大毎)、「十五万円借用方を申込」(T10.6.5福日)み、現金12万円・印紙3 万円を借り出した。そして田中は「自分は近く大木法相30), 古賀拓殖長官の 紹介で中央生命保険会社の専務取締役に就任する事になってゐるから,其時は 君(津下)が香港の株式取引所を設立するに就いて要する資金二百万円を中央 生命から立替へる事にすると棚の牡丹餅を匂はせ」(T10 8.6大毎)たが, その後の両者の経緯は以下の通り。「津下と田中はカノ有明湾埋立事業を共に せんとするに当り,双方事業経営に就き資金の互助契約を結び,津下は田中に 対し五万円以上五十万円以下を,田中は津下に対し十万円以上百万円以下を限 度として互に助け合ふこととし、津下は其手始めとして田中に既記十三万円の 金を貸した。此時既に田中は中央生命保険の入社運動中であったので、その金 で同社の株券を買って重役たり得る資格を備へた。恰も当時同社は増田ビルブ ローカー銀行に三十四万円の預金を有し、同銀行の破綻に逢ひ、コレが回収に 困ってゐたので、田中はソレを肩代りして重役たり得ることになったが、金が 出来ず、津下から借らうにも右の十三万円を期限に返してないので津下が信用

³⁰⁾ 法相の大木遠吉は明治4年8月5日佐賀藩士大木喬任(文部大臣,枢密院議長)の長男に生まれ,明治32年伯爵,明治41年貴族院議員,奥平昌恭,松浦厚らとともに「全国五万の神官を糾合して…神道を中心とする社会運動」(T103.7佐賀)の社会神道政策会顧問に就任(T103.7佐賀),大正9年5月15日~11年6月12日原内閣で司法大臣,11年6月12日~12年9月2日加藤友三郎内閣で鉄道大臣(秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』1981年,東京大学出版会,p55,274~5)。

^{31)「}横田法制局長」とは「法制局長官」(『衆議院要覧』大正13年,p74)を経て司法大臣となった横田千之助である。横田千之助(麻布区市兵衛町)は弁護士。「多年弁護士業二従事ス,法制局長官…現二司法大臣」(前掲『衆議院要覧』大正13年,p74)大正7年原敬の抜擢で法制局長官に,13年6月11日司法大臣となったが,14年2月5日死亡した。(T142.15法律,前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』,p253)「その金力と敏捷な活動,師星亨のような親分肌的魅力」(『日本歴史人物事典』1994年,朝日新聞社,p1777)で政友会関東派を牽引し,七八十人の書生を養成した「一種親分肌の男」(岸清一談『快男児横グ

せぬ。ソコで津下を信用せしむべき手段として思ひ付いたのは大木法相で,田中は法相と同じく佐賀藩の関係で識り合の間柄だから法相を本尊に横田法制局長官³¹⁾を脇立にして待合『すずめ』に津下と会見の一幕まで組立て,茲に法相等がコノ劇的詐欺の端役を勤むることとなった」(T10877年)

9年12月7日東京築地の待合で「大木法相,古賀長官,横田長官,小橋次官等ノ大官列席ノ上,其ノ庇護ヲ得ヘシト為シ以テ精一ノ出席ヲ促シ,手形支払期日ノ延期ヲ請フト同時ニ前記会社ノ登記料ニ十五万円出資ノ件ヲ勧誘」(質問,p15)したとされる。こうして横田法制局長官がバックとなった田中猪作らの「福岡市海面埋立を土台とし,有明海,佐賀,長崎等の海面埋立に関し,横田稔を創立委員長とする一億万円の会社設立」(T10 8 7佐賀)を目論んだのが,次項の帝国土地開拓(大正10年8月創立,資本金5000万円)である。なお津下は福岡市志賀島埋立出願にも2万円投資したが,出願着手金として手渡した相手は「福田稔夫」(東日)と報じられた。もし「福田稔夫」が後述の「横田稔」の誤記と解すると,横田稔は当初計画の福岡市志賀島埋立出願にも関与していたことになろう。

(2)帝国土地開拓

9年10月7日津下は法制局長官・横田千之助の弟を名乗る横田稔をはじめ花 房留次郎(前出),遠藤儀太郎(遠藤商店代表社員),高田新吉(旅館業),清 水倉次郎(土木建築仲介),石井淳(枚岡土地代表取締役)ら30余名が創立し

田千之助』, p417) と評された。「恰かも目から鼻に抜けるやうに機敏に働いた」(前掲『快男児横田千之助』, p414) 横田は政治資金を強引に蓄財して「一時政界の一部からは,恰かも利権屋のやうに見られ」(石田秀人『快男児横田千之助』新気運社,昭和5年, p342)たという。津下は「繁々出入してゐた横田法制局長官の家族が宝塚を訪問した時など…松茸山に案内し歓待の限りを尽した」(T10.6.5山陽)たとされる。

³²⁾ 横田千之助の弟としては『人事興信録』(第五版,大正7年9月,よ,p14) には季六郎 (明治21年10月生れ) が記載されているが,横田稔は見当たらない。

³³⁾ 関東窯業は大正8年2月笠間町に35万円で設立され,取締役河野正義,下村保(茨城石 材取締役)ほか,監査役高橋富三,(要T9茨城,p7)

³⁴⁾ 更級炭砿は大正8年2月100万円で設立(通覧p7),清算人選任,T152.12東京控訴院で設立無効控訴事件で原判決廃棄(T155.13法律)

³⁵⁾ 茨城石材は大正8年11月東京に50万円で設立,取締役竹内権兵衛,下村保(関東窯業取締役)(要T9,p24)

た帝国土地開拓会社の創立費として「高橋等に五千円を与」(T10 8.7佐賀) えた。横田稔(京橋区新栄町 2 1)は横田千之助の実弟³²⁾と報じられた人物で,関東窯業³³⁾,更級炭砿³⁴⁾,茨城石材³⁵(要 T 9 中,p4 紳 T11上,p216),中宮祠電力³⁶⁾,海馬島漁業拓殖³⁷⁾各取締役(帝 S 2 役上,p172)など横田長官の地盤の栃木・北関東方面の企業に多く関与した。

横田稔自身は「此の五千円は稔氏等の創立せる帝国土地開墾株式会社創立費十万円の内金である。此の周旋は津下と昵懇な花房某より土地開墾会社発起人今橋清一氏³⁸⁾(山口県人)に話し,同氏の手より出資せしめた」(T10.6.5東日)と証言した。花房は前述の戸水の談話に津下への紹介者として登場した花房(留次郎)と同一人であろう。この面でも亜細亜炭礦と帝国土地開拓とは同根ないし双子関係にあると思われる。

発起人総代には今橋清一,川合安朗,三浦覚一³⁹⁾,遠藤清一⁴⁰⁾(T10.6.8内報),創立委員には政友会系統の知事だった安藤謙介(社長に就任),今橋清一(専務に就任),遠藤清一(専務に就任),瀬戸藤太(常任監査役に就任),須藤嘉吉(相談役に就任)の5名が選任された。(T10.12.24内報)このうち安藤は外務省から明治29年富山県知事となり,各県知事と企業経営を交互に繰り返し,大正3年新潟県知事で退官,横浜市長に転じた。知事在職中,「政友会及其一派は…君を歓迎し,非政友派は専構の処置ありとして攻撃(大正,

³⁶⁾中宮祠電力の役員は植竹龍三郎 [海馬島漁業拓殖取締役,東京日光電鉄社長(S435法律)]ら。日光登山鉄道の設立主体

³⁷⁾ 海馬島漁業拓殖は取締役植竹龍三郎(中宮祠電力), 五十嵐億太郎

³⁸⁾ 今橋清一(神田区美土代町3 4) は大日本軽銀水鉛工業取締役社長(帝 T11職, p32), 「山口県人」(T10 6 5東日),帝国土地開拓専務,大日本軽銀水鉛工業専務外会社役員(帝 信 T14, p22),牛込区余丁町2,東京電興 旧帝国土地開拓 取締役吉田伝ほか 監査役 (帝 S 2 役上, p29)

³⁹⁾ 三浦覚一(大分市大分荷揚町 小石川区小日向台)は大北炭砿取締役,宮崎県富高金山(名鑑,p176)ほか夕張等の鉱業権者,大正製瓶合資代表社員,千代田製氷,日本酢酸塗料各代表取締役,博多トロール,中外証券信託,東北水産各取締役,大分電気工業監査役(要 T11役下,p154 紳 T11,下 p84,帝 T11職,p525)

⁴⁰⁾遠藤清一(京橋区築地3 15/釧路市入舟町3)は太平洋炭砿取締役(要T11役下,p61), 帝国土地開拓取締役(T10.11 22大毎),日本拓殖代表取締役(帝T11職,p449,紳T14, p550,帝S2役下,p115)

p1138) した。

「一億万円会社」(T10 8 7佐賀)と称された巨大資本金の帝国土地開拓は資本金5,000万円,全額払込済で大正10年8月設立された。副社長に就任した芳川寛治は三井物産を経て,磐城礦業社長,日本鉄工所監査役,大正8年12月23日創立の東京浴場炭礦発起人(T11 5 25法律),大正9年時点で芳川の関与した新設会社は磐城礦業,金包里礦業など「甚しき不況に翻弄されて,目下何れも順調な経営状態にあるものが一つもない」(T9 5 5東経)と評された。芳川は「さきに三万円の不渡り手形を発行して債権者訴へられ(T14.1 27徳毎),大正11年12月「事業の失敗から三十五万円で…七十四銀行に売渡し」(T14.1 27徳毎),「今回またまた二万三千六百円の貸借問題から…宅地建物等を差押へられ」(T14.1 27徳毎) るなど評判の芳しくない人物であった。

また取締役の深水静(横浜市根岸町)は横浜莫大小取締役(要 T11役下, p 18),日本拓殖各取締役(帝 T11職, p414),同じく松前勝広(西巣鴨町池袋)は子爵,法学士,養老信託監査役(紳 T11東京中, p145),東洋土地開拓取締役(紳 T14東京, p474,帝 S 2 役下, p65)であった。

有明湾3万余町歩の埋立を第一着手とするほか,北海道宗谷支庁内宗谷村の開拓地5千町歩,錦多峰町山林,釧路郡音別村山林,満洲柳花県の畑地15万町歩,栃木県下森林1200町歩,岐阜県下森林4,000町歩(T1068内報),福島県下など各地の山林原野田畑約45億坪(実測。公簿は約1.1億坪)の土地開墾 林業経営などを標榜して京橋区南伝馬町の第一相互館内に本店を置いた。(T10.1224内報)

帝国土地開拓と津下との関わりは次の通り。「小橋内務次官⁴¹⁾,横田法制局 長其他の後援で,前記福岡市海面埋立を土台とし,有明海,佐賀,長崎等の海 面埋立に関し,横田稔を創立委員長とする一億万円の会社設立の事を語って...

⁴¹⁾ 小橋一太は明治3年11月1日熊本藩士小橋元雄の長男に生まれ,明治31年7月東京帝国大学法科大学法律学科卒,内務官僚となり,山口,長崎各県参事官,内務省参事官,同衛生局長,地方局長,大正3年4月内務省土木局長,7年4月~11年6月内務次官,9年5月~昭和5年1月熊本県第四区選出,政友本党所属代議士(前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』,p98),当選2回(前掲『衆議院要覧』大正13年,p164)

而して津下は金を捲き上げられるのを恐れて北村弁護士を列席せしめ,自分は 出席しなかったが,この一億万円の会社に就ては既に十月七日高橋等に五千円 を与へてゐた」(T10 8 7佐賀)

しかし帝国土地開拓が資本金全部を現物出資とした原野山林田畑の「買収価 格高価なりと難するものある」(T10 .10 21内報)など,設立方法の是非が 問題視され 「右の物件は概ね地方銀行」北海道拓殖銀行に担保物件たりしも のなれば , 現今の状態は単に権利の移動乃至債務の継承たるに過ぎ」(T 10.10.21内報)ないとも批判された。帝国土地開拓が登記費用だけで25万円 を必要としたため、同社「役員中交付せられたる仮券を担保物件に提供して一 株五円内外の借款を為すに苦心せしものあるが、其結果は全然徒労に終りしの みならず, 却って本社の信用程度を失墜せしめ」(T10.10.21内報)た。こ のため地方株主は本券交付を請求したり 「資金提供に就き本社の信用状態を 精査する」(T10.10.21内報)など,帝国土地開拓ではその対応に追われた。 また目下申請中の長崎,佐賀,福岡,熊本四県にわたる有明湾埋立工事そのも のも、「若し認可に接せば万難を排して工事に着手せざる限り認可を取消さる る惧あり…一苦労を免れ難からん」(T10.10.21内報)と見た帝国興信所は 「事業費の融通に就ても具体的に進捗せし事業を聞かざれば,本社は創立早々 一頓挫を来せし観ありて早晩一波乱ある可き」(T10.10.21内報)、「本社の 前途は…危惧警戒の眼を以て迎えらるる」(T10 .10 21内報)と悲観的な見 通しを示した。

帝国土地開拓は公募に伴う「悪弊を一掃するため,今回専属取扱店として大

⁴²⁾太陽信託(大阪市北区樋上町9)は大正10年7月設立,資本金100万円,払込25万円, 取締役町谷頼利(樋上町9),服部伝次郎,町谷正太郎,監査役塩見弘之助,町谷嘉吉(要 T11,p70)

⁴³⁾ 石井正忠は大正10年11月検挙された不正現物商・石井正忠商店主(商業興信所『三十年 之回顧』大正11年,p408)で、「東京在任中、合名会社勧業月報社を設立し、勧業債券、 公債の月賦販売を営み居りしが、警視庁令により該営業禁止となりし結果、契約者に対し 約三万円の賠償義務を負担せしまま、大正八年十一月大阪に来り、爾来株式店の外交員を なし、大正九年五月大阪市北区兎我野町に店舗を開き金融業を初めしもの」(大正11年12月14日大阪地裁「予審終結決定書」T11.1223法律)で、大正10年3月東京支店を設け、 その他神戸、福知山、広島、岡山、下関、名古屋、福岡、高松、金沢、松江の各地にも支

阪市場に於て尤も信用ある太陽信託株式会社と協定し、一般投資家の需めに応ぜしむる」(T10.11 22大毎 帝国土地開拓 広告)こととした。しかし「信用ある」はずの太陽信託⁴²は石井正忠⁴³より悪辣とされた不正現物商であったため、帝国土地開拓株式を「各位の世襲財産として御放資を冀望(T10.11 22大毎 帝国土地開拓 広告)すると推奨した直後に当局の手入れを受けて主宰者の町谷頼利らが検挙された。

帝国土地開拓のパトロンとなった津下も「戸水等の印紙売歩きに恐れを抱き,津下は之れが取戻しにかかり,戸水等の要求で更に十五万円を融通する事となり,十年三月一日十五万円を携帯して上京中遂に逮捕せられて,一億円会社も万事休した」(T10.8.7任賀)とされる。

資金難に苦しむ帝国土地開拓の専務遠藤清一は「運転資金の調達に時日を要し今尚事業開始の運びに至らざる」(T11 A 6内報)ため、「同社と分離して改て資本金二千万円全額払込の日本拓殖株式会社なるものを設立する事となり」(T11 A 6内報)、これに対して専務の今橋清一は帝国土地開拓「事務所を四谷永住町二なる今橋氏宅に移し、減資して成立せしむ可く企画し居れる」(T11 A 6内報)分裂状態となった。こうして大正11年4月遠藤一派は「開墾埋立林業建材売買」(帝 T11, p50)を目的とする日本拓殖(京橋区南金六町4 資本金500万円、総株数10万株)を設立した。役員8名中の4名が従来の帝国土地開拓役員であった。日本拓殖は昭和2年6月現在では麹町区永楽町に存続中であった。

一方,日本拓殖を分離した今橋一派の帝国土地開拓はその後「大東京建物土地株式会社ト改メ更二昭和二年四月現商号 東京電興 二改ム」(東京電興の付記 帝 S2, p103)、と社名から見るように全く開墾事業から遠ざかり、昭和2年4月「電気機械器具販売」(帝 S2, p103)を目的とする東京電興株式会社(京橋区北槙町5,資本金100万円)に変態したが、今橋精一がなお取締役に在任中であった。なお同類の東洋土地開拓が大正11年8月資本金600万円で牛込

[□] 店,伏見に出張所を設け(T10 8 4大毎 広告),合計で「四百四万二千円を騙取した」(T11.12 23法律)と認定された。

区西五軒町44に設立された。社長は渡辺藤吉,取締役下村作左衛門,本間槌之助,松前勝広(帝国土地開拓取締役),取締役支配人武藤雄一,監査役高橋喜六,石川大次郎,清水倉次郎(帝国土地開拓発起人・取締役),支店京城府竹添町2 160であった。(帝S2,p80)

むすびにかえて

大正8年4月開墾助成法の先鞭をつけた同業者・帝国土地開墾の河野英良⁴⁴社長はその後大正10年3月24日「三河渥美郡福江町地先の海岸を埋立てる計画であったが,事業界の不振の為め窮地に陥り,同社の株券は一株一円の安値を唱へる有様となったので…株式現物仲買店…を説き事業有望のやうに吹聴させ…一株十五円五十銭で売却し二千余円を詐取した」(T10326大毎)との開墾事業の置かれた厳しい窮状の一端が報じられた。

津下の提供した資金の「多くは創業費を投じてゐるのみで,実現してゐる事業は殆どない」(T10 6 5大毎号外)と報じられたように,なぜ好き好んで泡沫企業の設立時に集中的に投入されたのかの解明の素材を本稿の事例は提供している。すなわち「鉱区権を資本化して創立した」(T10 6 5大朝)ような「資本金は総て現物出資に依りて成立」(事件,p8)した泡沫企業は創立時に現金をほとんど保有しない上に,「亜細亜炭礦では登記料にも五万円以上を要」(T10 6 5東日)し,また帝国土地開拓でも登記費用だけで25万円も必要(T10.10 21内報)など,架空的とも思える過大な「資本金一千万円の大泡沫会社」(事件,p8)にとって,「設立登記申請を為すに要する」(事件,p8)高額の「収入印紙で融通し様と申入れた」(T10 6 5東日)津下の提案は「至極結構だ」(T10 6 5東日)と大歓迎された。しかも津下の「性格として濡れ手で粟を掴むやうな事業でないと投資せぬ関係から」(T10 6 5大毎号外)「各種事業ノ起業引受」(要 T9,p74)の「代償として」(事件,p8),「内外国ノ物産ノ売買及仲立諸物産製造が二級売鉱産物売買及鉱山経営各種事業ノ起業

⁴⁴⁾河野英良は拙稿「大正期の泡沫会社発起とリスク管理 河野英良と彼のパートナーを中心として 」『滋賀大学経済学部研究年報』第12巻,平成17年12月参照

引受」(要 T9, p74)を目的とする自己の津下商店名義での利権獲得を積極的に推進していた。すなわち亜細亜炭礦創立に際して「関西方面に於ける同社発掘の石炭その他鉱産品の特約代理店たること」(T10 6 5大朝)等のプローカー業務の利権を契約で勝ち取っている。つまり津下自身が亜細亜炭礦に投資する際に「当時…八方から此の会社に関係するなといふ忠告を受けた」(T10 6 5大朝)にもかかわらず、彼自身は「『ナアニ ボロ会社で無ければボロ儲けが出来ぬ』といって澄ましてゐた」(T10 6 5大朝)と報じられたように、彼自身も「各種事業ノ起業引受」におけるハイリスク・ハイリターンの理をそれなりに認識して、彼の提供した特殊な形態の資金(印紙)は泡沫企業の設立時に登記費用として、印紙の換金に伴なう目減りなく最も効用を発揮することを十二分に理解した上で設立寸前に創立費の名目で集中投資していたことが判明する。

次に特記すべきは有力政治家・政府高官に連なると誤認させる「虚業家」的な人物が多数登場して、いかにも津下に特別の利権を与えるかのような尤もらしい舞台を周到に用意し、津下をまんまと盲信させている点である。兵庫県警の池田警部補によれば津下は「東京方面でも非常な勢力を持って居って、各方面の関係人からは先生々々と祭り上げられ、殆んど閣下扱ひにされ」(T10 6 5 福日)たと証言している。不正印紙という脛に傷を持つ津下が過剰なほど有力政治家に擦り寄っていった真意は「政友会を恃みとし…醜悪なる関係に依り必ず特別保護の下に検挙を免れ得べしと確信」(事件,p1)し、「『東京へさへ逃げて居れば縄にかかる心配はない』と近親に語り、東京を治外法権地帯の如く考へてゐた」(T10 6 5大毎号外)ものと解されている。現に沢来太郎代議士は事件の揉消「運動費トシテ津下精一ヨリ数千円ヲ収受シ精ーノ刑事訴追ヲ免レシムベク故原首相、野田逓相、及岡警視総監ニ運動シテ其ノ内諾ヲ得〔質問、p7)たとまで野党から議会で激しく攻撃されたほどであった。結局、両者に共通するのはリスク愛好者の津下を嵌めるため「虚業家」集団が巧みに仕掛けた陥穽であった点である。(平成19年7月9日提出)